

# 自己判定方式について

自己判定方式とは、家屋の被害程度が軽微な場合に申請者本人が被災箇所分かる写真を撮影し、被害程度について「準半壊に至らない（一部損壊）」と判定する方式です。通常必要な市の調査員による現地調査を省略することが可能です。

## 【自己判定方式を希望する際の注意点】

- ・市の調査員による現地調査は行いません。
- ・被害程度の判定がすべて「準半壊に至らない（一部損壊）」となります。

※「準半壊に至らない（一部損壊）」となることが想定される被害の事例

- ・地震の影響で瓦の一部がずれ、破損が生じた被害
- ・風害の影響で壁や屋根の一部に亀裂が生じ雨漏りが発生した被害
- ・浸水の影響で床下に浸水が生じた被害

## 家屋の写真の撮り方

### 【申請に添付が必要な写真】

#### ①正面から家屋全体が映る写真

- ・表札や住所の記載されたプレート等があれば一緒に映る様に撮影してください。

#### ②被害状況がわかる写真

- ・浸水した場合には浸水の深さがわかる様に撮影してください。
- ・メジャー等を当てて被害箇所の写真を撮影すると、被害の大きさが良く分かります。



※電子申請を利用する場合、写真の添付ファイルの上限が3枚までとなりますので、ご注意ください。